

令和5年12月13日 地域福祉委員会で出た意見

・「鈴鹿市まちづくり基本条例」は、市民参画も行いながら、制定までに約3年かけて取り組んでいる。一方で、今回の子ども条例は、急ぎ過ぎの印象がある。子どもの参画が十分とは言えないのではないかな。

・そもそも子ども条例を制定する必要は無いという立場から申し上げるが、制定するのは構わないが、あわてて制定しなくてもよいのではないかな。

・条例を根拠としなければならない事業は何か。本当に必要な事業であれば、条例の有無に関わらず予算化し、様々な子ども施策を実施すればいいし、この点からも、急いで条例を制定する理由が無いと考える。

・子どもの権利について、条例を執行する側の鈴鹿市職員の学習・理解が果たして進んでいるのか、また、条例制定の意義について共有できているのかどうか。これらのことがなされていないのであれば、条例制定の意味が無いと考える。

・当委員会での意見については、鈴鹿市子ども・子育て会議や検討部会においても取り上げていただきたい。